

一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

2 この法人は、総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者の福祉の向上、社会的自立の促進及び聴覚障害者に対する県民の理解の向上に関する事業を行い、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の設置管理並びに運営に関する事業
- (2) 聴覚障害者の生活相談及び生活支援に関する事業
- (3) 手話通訳者の養成、指導及び派遣に関する事業
- (4) 聴覚障害者の福祉向上のための調査及び研究に関する事業
- (5) 聴覚障害者の広報・啓発に関する事業
- (6) 聴覚障害者の文化教養に関する事業
- (7) 聴覚障害者の福利厚生に関する事業
- (8) 関係官公庁、関係機関及び関係団体等との協調
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 この法人の公告が、事故その他やむを得ない事由によって電子公告が行えない場合には、官報に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した聴覚障害者

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した聴覚障害者以外の個人又は団体

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(種別)

第13条 当法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第16条 定期総会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は、日時、場所、総会の目的である事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。
- 3 前条第2項各号の請求があった場合は、会長は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

ならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 総会においては、第17条第2項によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、法令の定めによる場合はこの限りではない。

(書面等による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから当該総会において選任された2人以上の議事録署名人が、これに記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長とし、3人以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、他に業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、理事又は事務局長若しくは事務局職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、法令及びこの定款に定めるもののほか、別に定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局長若しくは事務局職員（嘱託、出向、臨時その他雇用又は契約の態様にかかわらず、本会の業務に従事する全ての者を含む。）に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に不足が生じるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

(役員解任)

第29条 理事及び監事が、次の各号の一に該当する場合は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、当該理事又は監事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める基準に従い、報酬を支給することができる。

(役員責任の免除等)

第31条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する役員（役員であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。

(顧問・相談役・参与)

第32条 この法人に、若干名の顧問、相談役及び参与を置く事ができる。

- 2 顧問は、外部の有識者等の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 相談役は、会員及び事業経験のある者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 参与は、長年協会事務局の職務に携わってきた者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 5 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 6 その他顧問、相談役及び参与に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(顧問、相談役及び参与の職務)

第33条 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(会議及び構成)

第34条 本会に、会務を円滑に運営するため、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、業務執行理事及び理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、第17条第2項の規定を準用する。この場合において、「2週間前」とあるのは「1週間前」と、「正会員」とあるのは「構成員」とそれぞれ読み替えるものとし、議事が特に緊急を要する場合は、開催日の2日前までに書面に代えてあらかじめ理事会で定められた方法により招集することを妨げない。

3 前条第1項第2号及び第3号の請求があった場合は、会長は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。会長が理事会の招集を行わないときは、その請求を行った理事又は監事は、自ら招集することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長及び副会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、会長及び監事とする。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、そのうち第1号、第3号及び第4号を定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、又は法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができないものとし、決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときはその補填に充て、なお剰余があるときは総会の決議により、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、この法人の類似の目的を有する公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人に贈与するものとする。

第9章 支部

(支部)

第51条 この法人は、事業を推進するため、必要な地に支部を置く。

2 支部の設置等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。

4 事務局の組織、運営及び職員に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(委任)

第55条 この定款の執行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立時の代表理事は、会長 水野義弘とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。